

ハラスメントとは？

ハラスメントとは、「嫌がらせ」「いじめ」のことです。行為者本人の意図には関係なく、相手に不利益や不快感を与えたり、人格や尊厳を損なうような言動や行為を指します。

多くのハラスメントは様々な力関係を背景に起きています。これは個人の問題ではなく、力関係のあるところで誰もが被害者・加害者になり得る、組織の問題なのです。

ハラスメントを防ぐことは、個人の安全及び職場環境を配慮するという、組織としての義務なのです。自分には関係ないものと思わず、ハラスメントを防ぐために、ハラスメントについて知ることが大切です。

ハラスメントを防ぐために

◎常に相手の人格を尊重し、相手の立場を思いやること

物事の受けとめ方は一様ではありません。性別、年齢、人種、国籍、信条、文化、身体的特徴等の属性によって差があります。些細なことと思っても相手は傷ついている場合があります。

また、ハラスメントの被害者は、不快だと意思表示できない場合が少なくありません。NOと言えない立場に「気づき」理解しましょう。

◎ハラスメント行為を見聞きしたら、注意をしたり相談に乗ること

ハラスメントの被害者・加害者を出さないために、傍観者にならないようにしましょう。機会をとらえて「声かけ」をすることが大切です。見て見ぬふりはハラスメント行為への加担と同じです。

◎ハラスメント被害を訴える人をトラブルメーカー扱いはしない

ハラスメントは個人の問題ではなく、組織の問題です。当事者間のみ問題として片付けず、ハラスメント被害を訴える人を無視したり、排斥したりしないようにしましょう。

ハラスメントについての相談

ハラスメントの受け止め方には個人差があり、また男女の違いや立場の違いによっても差がある可能性があります。そのため、学生や同僚から相談を受けた場合、内輪で解決しようとするなど安易な対応をとることでかえって問題がこじれてしまい、被害者をさらに傷つけることがあります。

迅速な解決と関係者のプライバシー保護のためにも、相談窓口への相談を勧めてください。

相談窓口

保健管理センター相談室

- 時間 / 月～金曜日 8:30～17:00
- TEL / 0235-25-9030
- E-Mail / soudan@tsuruoka-nct.ac.jp

相談員

- カウンセラー
(臨床心理士：毎週水曜日 15:00～17:00のみ)
- 看護師、保健管理センター長、寮監、学生課長他



秘密厳守と不利益扱いの禁止

本校は、ハラスメントの相談や被害の申し立てに関する一切の秘密を厳守し、かつ相手方から脅迫や威圧等を受けたり、報復やその他の不利益を被らないように配慮します。そして、相談者が最善の救済を得られるよう、可能な限りの処置を講じます。

また、相談中や申し立て中はもちろん、手続後においても、実行者とされた者もしくは実行者に対し、不合理な人権の侵害が行われることのないよう配慮します。



発行：鶴岡高専セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会
〒997-8511 山形県鶴岡市井岡字沢田104
TEL/0235-25-9015(総務課人事係)
0235-25-9030(保健室)



STOP!ハラスメント

ハラスメント防止ガイド

—— 教職員向け ——



独立行政法人国立高等専門学校機構
鶴岡工業高等専門学校

主なハラスメントの種類及び具体例

セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動、行為を指します。

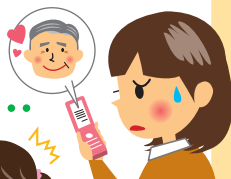
■ 言葉による例

- ・性的な冗談を言ったり、からかったりする。
- ・授業中(勤務中)に関係のない性的な話をする。
- ・執拗に食事やデートに誘ったりする。
- ・恋人の有無や性的経験などをしつこく聞いたり、噂したりする。
- ・何かにつけて体型、容姿、年齢、服装のことなどを言う。



■ 行動による例

- ・相手の身体に不必要に接近したり、触れたりする。
- ・業務にかこつけて頻繁に私的なメールを送ったり電話をしたりする。
- ・ストーカー行為。



■ 視覚による例

- ・相手の身体をじろじろ見る。
- ・性的な写真・ホームページ等を他人の目の前で見たり、目に付くところに貼ったりする。



■ 性差別による例

- ・酒の席などでお酌やカラオケのデュエットを強要する。
- ・女性であるというだけでお茶くみや掃除等を強要する。
- ・男子学生のくせに根性がない、などと言ったりする。
- ・女性(男性)であるという理由だけで業務上の成果を不当に低く評価し、役割分担等を定める。



アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、地位が上の者(教授・准教授など)が下の者(准教授・講師・助教・学生など)に対して、上下関係を利用して行う嫌がらせを指します。

■ 学習・研究活動の妨害

- ・不当に低い評価をしたり、単位を与えない。
- ・本人の意に反する研究計画や研究テーマを強要する。
- ・特別な理由がないのに、就職や進学のための推薦状を書かない。
- ・論文の盗用。
- ・正当な理由もなく、研究室等への出入りや文献・実験装置等の使用を禁止する。
- ・研究費の申請を妨害する。



■ 指導義務の放棄・指導上の差別

- ・学生の意見を頭ごなしに否定し、適切な指導をしない。
- ・「〇〇高校出身者は頭が悪い」など個人の属性について不適切な発言をする。



■ 不適切な環境下での指導

- ・外国人留学生だけいつも指導の時間が短い。
- ・教員の都合次第で、休日や夜に指導を行う。

■ 精神的虐待・誹謗・中傷

- ・個人の能力や性格について、本人や他人の前などで不適切な発言をする。(例: 能なし、バカなど)
- ・身体的特徴を揶揄する。
- ・必要以上に長時間説教する。



■ 権力の濫用

- ・義務のない行為を強要する。(例: 一気飲みをしたら単位をあげる。)
- ・私用を頼む。
- ・学会など、旅行への同行を強要する。
- ・金銭的な負担を学生に負わせる。(例: セミのコンパで自分の飲食費を払わない。)



パワー・ハラスメント

上司が部下に対し、地位や職務権限を利用して、職務と無関係の事項、又は職務上であっても適正な範囲を越えた事項について、相手を不当に追いつめることを指します。

■ パワー・ハラスメントの例

- ・不当な業務を命じたり、不要な仕事を強要したりする。
- ・部下に仕事を与えず、或いは本来の仕事まで他の同僚にやらせる。
- ・些細なミスを執拗に非難する。
- ・挨拶をしない、話しかけても無視するなどの態度をとる。
- ・同僚など他の人のいる前で暴言や罵声を浴びせ、指導の範疇を超えて、人格を傷つけ人権を侵害するような言動をとる。
- ・正当な休暇願を許可しない。
- ・権力を濫用して昇進を遅らせたり、正当な理由のない退職勧奨を行う。



アルコール・ハラスメント

飲酒の席において、言動や行為で相手に不利益・不快感を与えることを指します。急性アルコール中毒で命が奪われ、学校や教職員の法的責任が問われる場合もあります。

■ アルコール・ハラスメントの例

- ・上下関係、部活の伝統、罰ゲームなどで飲酒を強要する。
- ・イッキ飲みや早飲み競争をさせる。
- ・意図的に酔いつぶす。
- ・飲めない人に、本人の体質や意向を無視して「練習すれば飲めるようになる」と飲酒をすすめる。
- ・飲めないことをからかったり侮辱する。
- ・酔っぱらって絡む。
- ・お酌や返杯を強要する。

